令和８年第９回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日　時：令和８年１０月１４日（水）１４時４５分～１５時５０分
場　所：第一会議室
出席者：西川　祐司学長、奥村　利勝理事、東　信良理事、佐古　和廣理事、川辺　淳一副学長、藤谷　幹浩副学長、牧野　雄一副学長、西條　泰明副学長、梶原　修副学長、升田　由美子看護学科長、入部　玄太郎教授、紙谷　寛之教授、工藤　直志教授、武輪　能明教授
欠席者：辻　泰弘理事、長谷川　博亮教授、
陪席者：吉崎　敏樹監事、村木　一行監事、髙橋事務局次長（総務・教務担当）、小島総務課長、佐藤人事課長、宿南学務課長

議事に先立ち、令和８年第８回教育研究評議会（令和８年９月２日開催）の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

１．教員の人事について

（１）助教等候補者の選考について

本件について、学長から発議及び資料１に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり助教等候補者の選考について了承された。

次いで、学長から、発令日は資料のとおり予定している旨付言があった。

２．解剖学講座（機能形態学分野）教授候補者選考委員会委員の選出について

本件について、学長から発議及び資料２に基づき説明があった。審議過程において、入部教授から、今年度末に定年退職予定の解剖学講座（機能形態学分野）・吉田教授から伝言を預かっている旨発言があった後、解剖学分野の特殊性を踏まえ、解剖学会の動向等に精通した者の意見を考慮して選考を進めることが望ましい旨の意見があったことが紹介された。

審議の結果、資料のとおり選考委員会委員を選出することについて了承され、必要に応じて解剖学講座関係者の意見を聴取しながら進めることとなった。

また、学長から、解剖学講座（顕微解剖学分野）の教授選考が終了した際には、同講座（分野）の新任教授にも選考委員会の委員として加わっていただく旨付言があった。

３．看護学講座（成人看護学領域）教授候補者の選考方針等について

本件について、学長から発議及び資料３－１～２に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり公募を実施すること及び選考委員会委員を選出することについて了承された。

なお、公募要領中の記載（１１．その他）について軽微な修正を行うことが確認された。

４．特命教授等の任用について

本件について、学長から発議及び資料４に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり特命教授及び特命准教授を任用することについて了承された。

なお、紙谷教授から、教育センターの教授２名体制については今後見直すのかと質問があり、奥村理事から、将来的には若手教員を含めた継続的な組織体制の構築を進める必要がある旨の回答があった。

５．客員教員の称号付与について

本件について、学長から発議及び資料５に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり客員助教の称号を付与することについて了承された。

次いで、学長から、称号付与日は令和８年 11 月１日付とする旨付言があった。

また、退職者等に対する客員教員称号付与の手続き及び科研費応募資格との関係について以下のとおり意見交換が行われた。

〇紙谷教授

・今年 4 月に退職した教員が科研費申請を行おうとした際、客員教員の申請が行われていなかったことが判明した。
・e-Rad への登録には大学での身分が必要であり、客員教員の称号が付与されていないため申請できなかった。
・結果として、せっかく研究計画書等を準備していたにもかかわらず、その年度の科研費には応募できなかった。
・他大学でも類似事例があり、大阪大学では短期間で客員教員の手続きを行い、科研費応募に間に合わせた事例があると聞いている。
・客員助教は特別な地位ではなく、研究継続のための身分として必要となる場合も多いため、称号付与手続きをより柔軟かつ迅速に行える仕組みがあればよいのではないか。
・特に人事異動が集中する 4 月には申請漏れが発生する可能性があるため、万一漏れが生じた際に短期間で称号付与できる救済手段が必要ではないか。
・将来的には、退職時に客員教員の希望の有無を確認する仕組みの構築を求めたい。
・医局人事では大学と関連病院等の間を異動しながら研究を継続する教員も多いため、研究継続や科研費応募資格を維持できる制度的な仕組みが必要である。

〇西川学長

・本来は所属長からの申請を適切な時期に行うことが基本であり、タイムリーな申請が最も重要である。
・申請時期が評議会開催日程と合わない場合には、臨時開催、メール審議、書面審議などの方法も考えられるのではないか。
・ただし、科研費申請が可能な別の身分や制度があるのであれば、その活用も選択肢になり得る。
・今回の案件については、客員教員の申請そのものが提出されていなかったものであり、事務処理の遅延によるものではない。

〇佐古理事

・客員教員の申請について書面審議でも対応できるようにすれば良いのではないか。

〇佐藤人事課長

・問題の本質は客員助教の称号そのものではなく、科研費を申請できる資格・身分を確保することではないか。
・客員教員以外にも科研費応募が可能となる職位や身分制度を整備できれば解決につながるのではないか。

〇梶原事務局長

・客員助教であっても大学が正式に称号を付与する以上、書面審議のみでよいのかという点については制度上の確認が必要である。

・一方で、大学が責任を持って任命の上、称号付与を行う手続きを経れば、適正な運用は可能である。
・新たに設けられた学内研究員制度も科研費応募資格を確保するための選択肢になり得る。
・時間をかけずに科研費申請資格を付与するという観点では、学内研究員制度の活用も有効ではないか。
・客員教員制度と学内研究員制度、それぞれの目的や活用場面を整理する必要がある。
・客員教員の称号付与については研究者支援の観点だけでなく、大学の称号付与手続として適正性を確保することが重要である。

以上を踏まえ、学長から、今後、制度上の課題を整理したうえで改めて議論する旨付言があった。

６．呼吸器・乳腺外科の分野新設とこれに伴う外科学講座再編について

本件について、学長から発議及び資料６に基づき、呼吸器・乳腺外科における教育・研究・診療体制及び人材育成体制を持続的なものとするため、呼吸器・乳腺外科学分野を新設するとともに、外科学講座を再編する旨説明があった。

審議の結果、資料のとおり呼吸器・乳腺外科学分野の新設及び外科学講座の再編について了承された。

次いで、学長から、本件については本日開催の役員会においても審議する予定である旨付言があった。

７．臨床医学系助教採用時における学位要件及び臨床医学系教員の学位取得について

本件について、学長から発議及び資料７に基づき、臨床医学系助教の採用時における学位要件及び臨床医学系教員の学位取得に係る基本方針について、各講座等へのアンケート結果を踏まえた修正案の説明があった。

審議過程において、診療科ごとの事情や研究支援体制、基礎系講座との連携のあり方等について以下のとおり意見交換が行われた。

〇紙谷教授
・特に麻酔科蘇生科では学位取得者が少なく、令和 13 年までの達成は極めて困難ではないか。
・放射線科や救急科も同様の課題を抱えていると考えられる。
・これらの診療科は医療提供体制の中核を担っており、人材流出は病院運営そのものに重大な影響を与える可能性がある。
・「努力してください」というだけでは目標達成は難しい。
・基礎講座との共同研究やデータサイエンス部門との連携など、大学執行部による具体的な支援策が必要である。
・例外規定を設ける方法もあるが、それでは制度全体の実効性が失われかねない。
・学位取得を促進する具体的な仕組みづくりが必要である。
・麻酔科蘇生科も過去には研究活動が盛んだった時代があり、工夫次第で改善の可能性はある。
・特に麻酔科蘇生科、救急科及び放射線科の 3 診療科については、個別の支援策が不可欠である。

〇入部教授

・心臓外科や血管外科のような多忙な診療科でも大学院進学や学位取得が実現している。
・なぜそれが可能なのかを分析し、成功要因を他講座へ展開すべきである。
・研究指導体制や支援人材の配置など、制度的な工夫を共有することが重要である。
・まずは比較的導入しやすい分野から改革を進めるべきであり、全講座一律ではなく段階的な改善でよい。
・4 年で成果が出なくても、10 年、20 年という長期的な視点で研究文化を醸成していくことが重要である。
・自身も麻酔・集中治療部門の出身として難しさは理解しているが、方向性としては支持する。

〇東理事
・麻酔科蘇生科の問題は本学固有ではなく、全国的な課題である。
・学位取得を促進すると、そのまま大学外へ流出してしまう懸念を抱く診療科も存在する。
・麻酔科蘇生科、救急科及び放射線科は病院運営上極めて重要な診療科であり、人材流出は病院機能へ直接影響する。
・若手医師に過度の不安を与えないよう、「特殊事情については配慮する」というメッセージも必要ではないか。
・文部科学省が検討している「研究専任教員配置支援」のような制度は、本課題解決の有力な手段になり得る。
・研究人材の配置や補助金活用による環境整備を進めるべきである。

〇川辺副学長
・実際に若手医師へ働きかけを行うと、具体的な研究支援策が見えることで関心を持つケースがある。
・研究文化が一度失われた講座では、単に研究を勧めても理解されにくい。
・しかし研究参加後のキャリアや研究支援体制を示すことで意欲は引き出せる。
・若手医師の中には具体的な説明を受けることで研究への参加を希望する者も出てきている。
・基礎講座や他講座との連携を含めた全学的支援体制が重要である。
・一人でも二人でも研究活動に参加する教員が増えれば、講座全体の雰囲気は変化していく。

以上の意見交換を踏まえ、審議の結果、資料のとおり提案した方針に基づき今後の対応を進めることについて了承された。

また、学長から、教授会で方針を周知する前に、特に影響の大きい麻酔科蘇生科、救急科及び放射線科には事前説明を行う旨付言があった。

さらに、学長から、本件については本日開催の役員会においても審議する予定である旨付言があった。

８．非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び資料８に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師の任用について了承された。

９．スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項の一部改正について

本件について、学長から発議の後、奥村副学長から資料９に基づき説明があり、審議の結

果、資料のとおりスチューデント・アシスタントの受入れに関する要項の一部改正について了承された。

また、升田教授から、ティーチング・アシスタントに係る謝金単価についても見直しがされているのかと質問があり、学務課において確認することとされた。

10．学生規程等の一部改正等について

本件について、学長から発議の後、奥村副学長から資料 10－１～６に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学生規程、福利施設使用要項及び体育施設使用要項の一部改正並びに体育管理施設合宿研修所使用要項及び同使用に関する申合せの廃止について了承された。

次いで、学長から、今後、文言整理等の軽微な修正が必要となった場合は、学長に一任願いたい旨発言があり、了承された。

報告事項

１．教員の退職について

学長から、資料 11 に基づき、教員の退職者について報告があった。

（本報告事項については、議事の進行上、議題１に先立って行われた。）

次回の教育研究評議会開催予定について

学長から、令和８年１１月１１日（水）１４時４５分から次回の教育研究評議会を開催する旨発言があった。